

令和元年度第3回総会（月例）議事録

日 時	令和元年5月29日（水） 午前10時開会																		
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																		
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td>上四元 正昭</td> <td>飯屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>豊留 辰男</td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>室屋 智美</td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	岩元 節朗	園山 一則	堂免 修	鳥丸 俊秀	永尾 寛	福永 大悟	堀之内 薫	上四元 正昭	飯屋 幸孝	豊留 辰男	弟子丸 宗一	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	室屋 智美	横峯 明人
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																		
有村 伊智博	岩元 節朗																		
園山 一則	堂免 修																		
鳥丸 俊秀	永尾 寛																		
福永 大悟	堀之内 薫																		
上四元 正昭	飯屋 幸孝																		
豊留 辰男	弟子丸 宗一																		
中村 秀彦	鳩宿 隆雄																		
室屋 智美	横峯 明人																		
欠席委員 （1名）	有村 浩一																		
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、村田、末永、吉永、東、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 大久保、矢崎、有田</p> <p>主 査 内村、水盛、取違、二俣、原口</p> <p>主 事 塩田</p> <p>主 任 鮫島、山本、飯田</p>																		
農政総務課	主 査 浜田																		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 相続税の納税猶予に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 9 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 10 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案） 																		
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 																		

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第3回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、有村浩一委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、堂免委員、松下委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～4 ページ 9 件	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 番号 2 号、相手希望、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7 番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、桜島、1 9 番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、1 6 番委員お願いします。
1 6 番 委 員	ご報告します。 番号 5 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号 6 号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 番号 7 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号 8 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号 9 号、相手要望、経営縮小、所有権移転、売買。 以上です。

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 5ページ 1件	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：駐車場、駐車場1, 237.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…宅地、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 6ページ～12ページ 21件	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>12ページ、番号19、20号につきましては、7番委員自身が申請人、番号21号につきましては、7番委員が、申請代理人となっている案件でございます。従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(7番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、8番委員をお願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、権利の種別：所有権移転、贈与、転用目的・施設等：植林、クヌギ30本125.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…別件5条申請地、西…原野、南…私道、北…原野、別件5条申請地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号20号、所有権移転、贈与、植林、クヌギ100本439.00㎡、東…私道、西…原野、別件5条申請地、北…原野、他人畑、南…私道、別件5条申請地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号21号、所有権移転、贈与、植林、クヌギ50本237.00㎡、東・西…原野、南…他人畑、北…私道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号19～21号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、1番委員をお願いします。</p>

<p>1 番 委 員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：使用貸借権、設定、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟61.27㎡、庭敷地等151.73㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…里道、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>申請人は、無断で昭和58年ごろに倉庫を設置しており、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟194.18㎡、庭敷地等267.82㎡、東…宅地、西…里道、南・北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟107.40㎡、庭敷地等227.60㎡、東・南…他人畑、西…他人畑、別件5条申請地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、使用貸借権、設定、通路、通路103.00㎡、東…渡人畑、別件5条申請地、西・南…渡人畑、北…渡人畑、里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号5号、賃借権、設定、仮設事務所、仮設事務所2棟150.00㎡、駐車場等300.00㎡、東・西・北…他人畑、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下、污水…汲み取り。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>申請地は、谷山支所から南西へ約3.2kmに位置する農用地区域内の農地に該当します。</p> <p>申請人は市内で建設業を営む法人で、申請地近くで救護施設建設を請け負っており、そのための現場事務所及び従業員の駐車場として、一時的に転用するものです。しかし、必要な手続きを経ずに、すでに平成31年3月から使用していたことから、手続きについて指導し、今回、始末書添付の上、申請されたものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことがないように、指導いたしました。</p> <p>なお、農用地区域内であるため、一時転用期間終了後は、元の農地へ復元することになります。</p> <p>番号6号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟94.40㎡、庭敷地等144.60㎡、東・西・南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟99.37㎡、庭敷地等359.63㎡、東…渡人畑、南…宅地、西…市道、宅地、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟86.53㎡、庭敷地等141.47㎡、東…他人畑、私道、西・北…渡人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
----------------	--

議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟72.87㎡、庭敷地等253.13㎡、東…里道、西・南…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟106.52㎡、庭敷地等193.48㎡、東…別件5条申請地、西・南・北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、通路、通路149.00㎡、東…渡人畑、西…別件5条申請地、南…里道、他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場316.00㎡、駐車場225.00㎡、通路等284.00㎡、東…他人田、西・北…原野、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場200.00㎡、通路等258.00㎡、東…市道、西…水路、南…宅地、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟106.76㎡、庭敷地等203.24㎡、東・北…農道、西…他人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟120.03㎡、庭敷地等412.97㎡、東…他人田、西…市道、南…里道、北…他人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟75.33㎡、庭敷地等317.67㎡、東…私道、西…他人畑、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟101.85㎡、庭敷地等210.15㎡、東…雑種地、西・南…貸人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、駐車場、車庫1棟32.67㎡、駐車場19.80㎡、転回場等57.33㎡、東・西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、一時転用の番号5号は農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>番号5ですが、農地区分のところが空白になっているのは、農用内ということで、空白になっているのですか。書く必要はないのですか。</p>
事 務 局	<p>農用地区域内農地につきましては、議案書の農振区分のところに、農用内と表記がございますので、これまでも、この農地区分の表記は農用地区域内農地であれば、空白となっているところでございます。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号5号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題 4. 非農地認定に関する件 13 ページ～14 ページ 5 件	
議 長	次に、議題 4. 「非農地認定に関する件」を審議します。 それでは、谷山、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 番号 2 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 番号 3 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 番号 4 号、調査結果：倉庫 1 棟、15 年経過、現況宅地。 番号 5 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 4. 「非農地認定に関する件」5 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題 5. 農用地利用集積計画に関する件 15 ページ～28 ページ 33 件	
議 長	次に、議題 5. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 審議の前に、先月の総会で質問がありました件につきまして、事務局より説明がございました。
事 務 局	先月の第 1 回総会の利用権集積計画の審議の中で、「利用権設定がなされている本市農地の面積はどのくらいなのか。」とのご質問がありました。 平成 31 年 3 月末日時点における、本市の利用権設定が継続している面積につきましては、352ha でございましたのでその旨ご報告します。 以上でございます。

議 長	<p>それでは、議題に戻ります。</p> <p>19ページ、番号2、28ページ、番号32、33号につきましては、7番委員自身が、21ページ、番号12号につきましては、12番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7番委員、12番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、7番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(7番委員離席後)</p> <p>それでは、番号2、32、33号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>番号2号、地目：田、面積1,021.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>28ページをご覧ください。</p> <p>番号32号、地目：田、面積178.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>番号33号、2筆で、地目：田、面積1,471.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>令和元年5月31日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5。「農用地利用集積計画に関する件」の番号2、32、33号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。12番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席、12番委員離席後)</p> <p>それでは、番号12号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 21 ページをご覧ください。 番号12号、地目：田、面積987.00㎡、権利の種類：賃借権、設定期間3年、区分：新規。 令和元年5月31日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」の番号12号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。 次の案件の審議に入ります前に、12番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(12番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの29件及び先ほどの4件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題5.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>15ページをお開きください。</p> <p>「議案第5号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、令和元年5月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権14件17,928.24㎡、うち新規10件9,884.00㎡、賃借権19件28,144.00㎡、うち新規9件13,343.00㎡、合計33件46,072.24㎡、うち新規19件23,227.00㎡となっております。</p> <p>次に16ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が8件、3年が4件、5年、5年から10年未満が各1件となっております。</p> <p>次に17ページをお願いします。</p> <p>これは、15ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間5年が6件、1年から3年未満、3年が各4件、10年が3件、5年から10年未満が2件となっております。</p> <p>次に18ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権25筆、賃借権28筆、計53筆。面積は、田23,093.00㎡、畑22,979.24㎡、計46,072.24㎡うち更新分は、22,845.24㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は33人。うち更新分は14人となっております。</p> <p>次に19ページから28ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題6. 相続税の納税猶予に関する件

29ページ～30ページ 2件

議長	次に、議題6.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	<p>お手元の資料をご覧ください。</p> <p>この証明書の発行のため、今回継続2件の申請があり、2件とも令和元年5月15日に13番委員、私、事務局職員4名の計6名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。</p> <p>まず番号1につきましては、相続開始年月日は平成27年11月20日、申請人は被相続人の子であり、今回が2回目の発行でございます。</p> <p>申請は令和元年5月7日に提出されました。</p> <p>今回調査いたしました特例適用農地は、全て現況畑でありまして、特例適用農地1には、大根を作付予定とのことでした。特例適用農地2と3は続き地で、ビニールハウスが5棟あり、ハウレンソウを作付中でした。なお、ビニールハウスの一部を農業用物置場として利用していましたが、農地法施行規則第29条の規定により、農地転用は不要と判断しました。また、露地には、ジャガイモ、ナス、ブロッコリーを作付中でした。特例適用農地4には白ネギを作付予定とのことでした。特例適用農地5、6、7は続き地で硬質ハウスが1棟あり、全てにハウレンソウが作付中でありました。また、露地にはサツマイモを作付予定とのことでした。</p> <p>次に番号2をご覧ください。</p> <p>こちらも先ほどの番号1と同様、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>相続開始日は平成18年8月8日、申請人は被相続人の子であり、5回目の発行でございます。</p> <p>申請は、令和元年5月8日に提出されました。</p> <p>今回、調査いたしました特例適用農地は、全て畑でありまして、特例適用農地1はクルクマ・シャロームを植付中でした。特例適用農地2にはギガンジウムとリアトリスが植付中であり、ジャガイモ、タマネギが作付中でありました。また、キャベツが作付予定とのことでした。</p> <p>従いまして、番号1と2の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、それぞれ「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「相続税の納税猶予に関する件」2件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件		
議	長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、谷山、1番委員お願いします。</p>
1	番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。 3. 変更後の用途、資材置場 4. 現況、申出地は、五ヶ別府町三重野地区にあり、谷山支所から北西へ約5.7kmに位置し、東・北側は他人畑、西側は里道、南側は水路に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題8. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件		
議	長	<p>次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、吉田、12番委員お願いします。</p>

1 2 番 委 員	<p>ご報告します。6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、牛舎・運動場・ロール置場</p> <p>4. 現況、申出地は、本名町都迫地区にあり、吉田支所から西へ約 2.5 km に位置し、東・南側は里道、西・北側は水路に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は牛舎・運動場・ロール置場であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題 9. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について</p> <p>別冊資料 3 9 4 件</p>	
議 長	<p>次に、議題 9. 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料 3 です。</p> <p>まず、谷山、1 番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。2 ページです。</p> <p>調査筆数：16 筆、現況確認日：平成 31 年 4 月 23 日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、真竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7 番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。3 ページです。</p> <p>調査筆数：12 筆、現況確認日：平成 31 年 4 月 23 日、農地・非農地の判断結果：杉、孟宗竹・ゴキ竹・コサン竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15 番委員お願いします。</p>

15番委員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：3筆、現況確認日：令和元年5月15日、農地・非農地の判断結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、東桜島、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：平成31年4月12日、農地・非農地の判断結果：6筆が杉、雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が野菜作付中で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、12番委員お願いします。
12番委員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：2筆、現況確認日：平成31年4月16日、農地・非農地の判断結果：孟宗竹・大名竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、桜島、事務局お願いします。
桜島支局	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：平成31年4月12日、農地・非農地の判断結果：唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：平成31年4月22日、23日、農地・非農地の判断結果：杉、雌竹・孟宗竹・コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：16筆、現況確認日：平成31年4月23日、農地・非農地の判断結果：7筆が杉、真竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、7筆が不耕作、2筆が梅・茶植付中で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：平成31年4月24日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、ゴキ竹・大名竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」94件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
議題10. 平成30年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）について 別冊資料4	
議 長	<p>次に、議題10.「平成30年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についてご説明申し上げます。</p> <p>この「点検・評価」につきましては、毎年度、6月30日までに公表することになっておりますので、本日の総会において、ご承認いただいた後、市のホームページにて公表し、国へ報告をすることといたします。</p> <p>また、記載する実績数値等につきましては、市農林水産部から県に報告している数値と整合を取るようしております。</p> <p>なお、30年3月現在の現状及び課題につきましては、昨年、ご説明申し上げました「30年度の目標及び活動計画」と同様でございますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>それでは、1ページをご覧ください。</p> <p>「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>平成30年4月1日現在の「農業委員会の状況」でございますが、「1 農業の概要」及び「2 農業委員会の現在の体制」は、昨年、ご説明申し上げました、「30年度の目標及び活動計画」と同様でございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、2ページをお開きください。</p> <p>「担い手への農地の利用集積・集約化」のうち、「2 平成30年度の目標及び実績」につきましては、集積目標422.4ha、集積実績419.5ha、う</p>

ち新規実績44.2ha、達成状況99.3%となっております。

「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、3ページをご覧ください。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」のうち、「2 平成30年度の目標及び実績」につきましては、参入目標20経営体6ha、参入実績21経営体6.3ha、達成状況 参入数105%、参入面積105%となっております。

「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお開きください。

「4 遊休農地に関する措置に関する評価」のうち、「2 平成30年度の目標及び実績」につきましては、解消目標22a、解消実績-16.8ha、達成状況-76.4%となっております。

今年度から、県からの通知により、記載方法を変更しております。前年度までは3条申請等による解消面積を記載しておりましたが、今年度からは前年度の遊休農地の面積から、今年度の遊休農地の面積を差し引いた面積を記載しております。

ちなみに、3条申請等による解消面積は、11.6haでした。

前年度の遊休農地面積544.7haに対し、今年度の遊休農地面積は561.5ha、遊休農地の面積は16.8ha増でした。

「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、5ページをご覧ください。

「5 違反転用への適正な対応」のうち、「2 平成30年度実績」につきましては、農地パトロール時の違反転用は、ございませんでした。

「3 活動計画・実績及び評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、6ページをお開きください。

「6 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」のうち、「1 農地法第3条に基づく許可事務」につきましては、1年間の処理件数118件、うち許可118件、不許可0件となっております。

点検項目及び具体的な内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

「2 農地転用に関する事務」につきましては、1年間の処理件数290件
点検項目及び具体的な内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、7ページをご覧ください。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内の農地所有適格法人数は、25法人となっております。

点検項目及び実施状況につきましては、お目通しをお願いいたします。

「4 情報の提供等」のうち、賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象賃貸借件数は、314件、公表時期は、30年12月となっており、市ホームページの掲載及び農業委員会だよりと一緒に配布し、農家等へ情報提供を行いました。

「農地の権利移動等の状況把握」及び「農地台帳の整備」につきましては、お

	<p>目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、8ページをお開きください。</p> <p>「7 地域農業者等からの要望・意見」につきましては、市及び国へ、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見として提出いたしました。</p> <p>「8 事務の実施状況の公表等」につきましては、市のホームページに公表しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題10.「平成30年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 31ページ～32ページ 2件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。31ページです。 照会日：平成31年4月22日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年5月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、32ページです。 照会日：平成31年4月22日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年5月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
2. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 33ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、谷山、事務局お願いします。
谷 山 支 局	この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 この調書は、市街化調整区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が4月9日に提出されました。 申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(田)990㎡、(畑)1,303㎡、転用目的は住宅地造成です。 次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化調整区域内であり、第2種農地の500m以内農地に該当するものです。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で農用地区域外です。 その他の土地利用計画との関係ですが、「届出地には農地が含まれているので、転用の際は農地法第5条第1項に基づく許可が必要であるが、登記地目が田・畑である農地については、提出を受けた非農地証明願の現地調査の結果、すべて農地ではないと判断されたことから、平成30年12月27日に非農地証明を発行済みである」と回答したところです。 以上のとおり、土地利用調整課へ4月23日に回答したところでございます。 以上で報告を終わります。

3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 34ページ～35ページ 8件	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	34ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は8件です。 登記地目別では、田13筆、8,484.00㎡、畑17筆、9,084.61㎡となっております。取得した事由別数は、相続が8件。権利の種別は、所有権が8件。農業委員会によるあっせん等は、無が8件となっております。 35ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 36ページ～42ページ 25件	
事 務 局	36ページをお開きください。 報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、多い順に一般住宅が3件、駐車場が1件、合計4件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が15件、店舗等が3件、その他が2件、駐車場が1件、合計21件となっております。 37ページは、4条関係4件、38ページから42ページは、5条関係21件の内容です。お目通しをお願いいたします。

5. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料5	
事 務 局	<p>報告事項5 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進することを目的に実施している、農地利用の意向確認を内容とする鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の、3月期の実施状況について報告するものです。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の3月期については、訪問戸数164戸、うち不在8戸、調査回答戸数158戸、貸出希望7戸177.59アール、借入希望2戸20.00アール、貸出実績4戸63.13アール、借入実績3戸28.59アール、中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数1,746戸、うち不在57戸、調査回答戸数1,670戸、貸出希望113戸2,700.04アール、借入希望20戸1,239.00アール、貸出実績6戸83.07アール、借入実績3戸28.59アール、中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了：午前10時55分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度第4回総会（月例）開催日時は、 6月27日（木）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・令和元年度第1回合同委員会開催日時は、 6月7日（金）午後2時30分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・農業委員、農地利用最適化推進委員『懇親会』開催日時は、 6月7日（金）午後5時30分開催 アクアガーデンホテル福丸 <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時00分）</p>